

◎新潟県告示第429号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和5年4月11日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
児童発達支援	児童発達支援事業所 くれよん	胎内市土作字川端419番2	NPO法人虹彩福祉会	令和4年 4月30日
児童発達支援 放課後等デイサー ビス 保育所等訪問支援	こどものことばとこ ころの相談室	阿賀野市岡山町4番12号	社会福祉法人阿賀野 市社会福祉協議会	令和4年 4月30日